

第

1

章

はじめに

はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年度に策定した「豊橋市歯科口腔保健推進計画」により、生涯にわたる歯と口の健康の保持増進を目指し、歯科口腔保健を推進してまいりました。

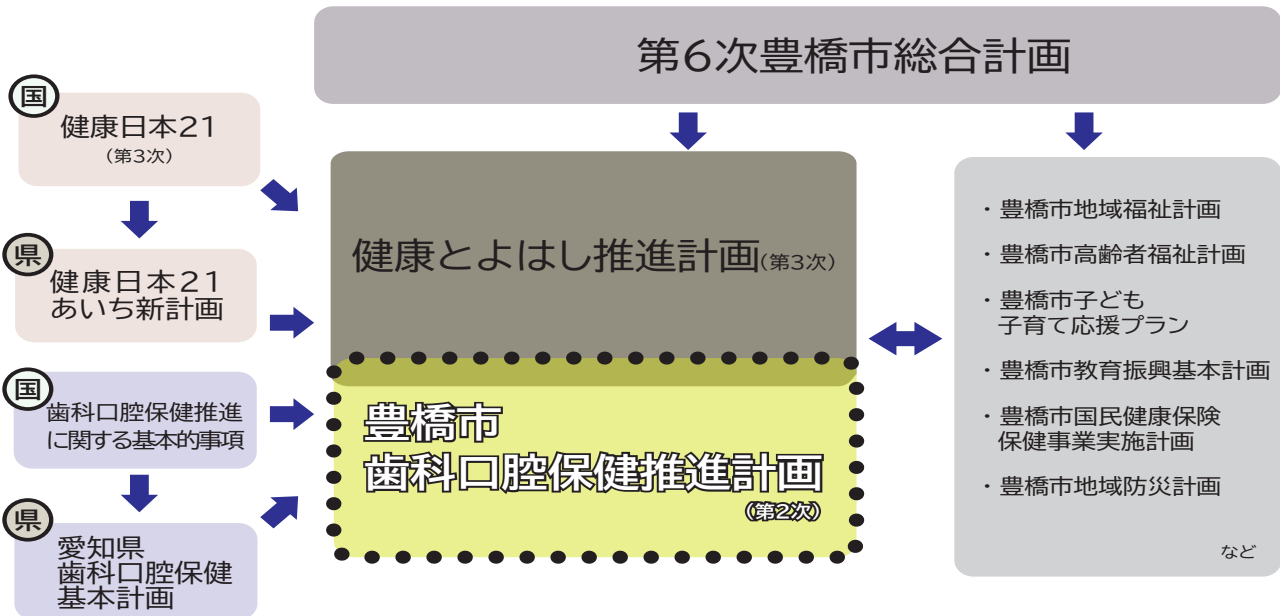
歯と口の健康は、健康で質の高い生活を営む上での基礎となっており、健康的な食生活をはじめ、社会生活の質にも影響を与えます。人生100年時代を健やかに暮らしていくために、歯科口腔保健の推進においては市民一人ひとりの主体的な取り組みが必要であり、その取り組みを支える行政、関係団体等が一丸となり取り組んでいくことが必要です。

そこで本市では、豊橋市歯科口腔保健推進条例に基づき、国及び愛知県の計画等を踏まえ社会情勢の変化に対応した新たな豊橋市歯科口腔保健推進計画（第2次）を策定します。



2 計画の位置づけ

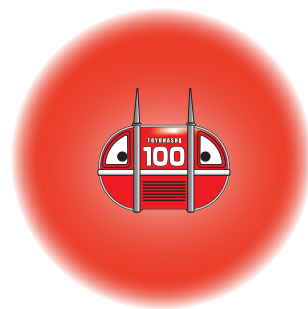
本計画は、「豊橋市歯科口腔保健推進条例」第8条に基づき、「第6次豊橋市総合計画」を上位計画とし、「健康とよはし推進計画（第3次）」をはじめとする関連計画とも整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とします。健康とよはし推進計画の計画期間と合わせ、計画策定後、6年目の令和11（2029）年度を目途に中間評価を行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
豊橋市 歯科口腔保健推進計画	第1次	第2次 R6 ~ R17											次期	
							中間 評価							
健康とよはし推進計画	第2次	第3次											次期	
(国) 歯科口腔保健の 推進に関する基本的事項	第1次	第2次											次期	
(県) 愛知県 歯科口腔保健基本計画	第1次	第2次											次期	
第6次豊橋市総合計画	第6次							第7次						



豊橋市

